

# 水防に関する基本的事項について

## (1) 水防活動とは

水防活動とは洪水の発生を未然に防ぎ、または洪水が起こったときに被害を最小限にするために行う活動のことで、増水した河川のパトロールや堤防に土のうを積んで越水を防いだり崩壊しそうな堤防を補強するものです。

水防活動に関しては、市町村が主体となって消防機関、水防団を出動させ業務にあたらせます。

なお、水防活動は水防法という法律が根拠となっています。

## (2) 水防法とは

水防法とは「洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する」ことを目的とした法律です。

水防活動は、この法律により定められた都道府県の水防計画に応じた市町村の水防計画に基づき、具体的な活動を始めることとなっています。

なお、この法律は昨年の全国的な水災害を踏まえ改正され、平成17年5月2日から一部施行、7月1日より全部施行されています。以下改正の主な内容を簡単に説明します。

### ① 浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大（水位情報の周知）

現行の洪水予報河川に加え、国土交通大臣または都道府県知事が指定する主要な中小河川においても浸水想定区域を指定することになります。あわせて浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、その内容を印刷物の配布等により一般へ周知することになります。

### ② 主要な中小河川の洪水情報伝達の充実

国土交通大臣または都道府県知事が指定する洪水予報河川以外の主要な中小河川において、洪水予報の代わりとして避難情報の目安の一つとなる特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときにはその旨を水防管理者等へ通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般へ周知することになります。

### ③ 大河川における洪水予報の充実

国土交通大臣が指定した洪水予報河川で、氾濫した洪水が広域に及ぶ大河川については、従前の水位や流量の予報に加え、はん濫後において、はん濫による浸水区域およびその水深を予報することができるようになります。

### ④ 水防協力団体制度の創設

水防管理者が公益法人やNPO法人をその申請により水防協力団体に指定できるようになります。これにより、民間の活動主体を水防活動の主体の1つとして位置付けられるようになります。

⑤ 地下施設における避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して避難確保計画を作成します。

⑥ 高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達

市町村地域防災計画に施設の名称と所在地を定められた浸水想定区域内の主として高齢者や乳幼児等が利用する施設について、洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定します。

なお、詳細については、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（概要、要綱、法律案・理由、新旧対照条文、参照条文）をご参照下さい。

以上のうち④**水防協力団体制度の創設**については別紙を参照としてください。